



島根県報

令和3年7月16日（金）

号外第78号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第496号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年7月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	191号	益田市美都町山本イ1803番1地先から同322番2地先まで	前	メートル 27.00～ 64.50	メートル 120.00	災害防除工事 拡幅
			後	36.00～ 104.00	120.00	
"	"	益田市美都町都茂905番4地先から同896番3地先まで	前	13.20～ 27.80	160.00	益田県土整備 事務所 災害防除工事 拡幅
			後	14.80～ 45.60	160.00	
"	"	益田市美都町丸茂2637番地先から同町字津川口850番2地先まで	前	19.00～ 58.00	88.00	災害防除工事 拡幅
			後	34.10～ 67.50	88.00	

島根県告示第497号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年7月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	津和野田万川線	鹿足郡津和野町部栄373番4地先から同481番1地先まで	メートル 161.66	令和3年 7月16日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	